

用語の説明

農家（のうか）

経営耕地面積 10 a 以上の農業を行う世帯または過去 1 年間における農業生産物の総販売額が 15 万円以上の規模の農業を行う世帯をいう。

自給的農家（じきゅうてきのうか）

経営耕地面積が 30 a 未満で、かつ調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいう。

販売農家（はんばいのうか）

経営耕地面積が 30 a 以上または調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。

専業農家（せんぎょうのうか）

世帯員の中に兼業従事者(調査期日前 1 年間に 30 日以上雇用兼業に従事した者または調査期日前 1 年間に販売金額が 15 万円以上ある自営兼業に従事した者)が 1 人もいない農家をいう。

兼業農家（けんぎょうのうか）

世帯員の中に兼業従事者が 1 人以上いる農家をいう。

(1) 「第 1 種兼業農家」とは農業所得を主とする兼業農家をいう。

(2) 「第 2 種兼業農家」とは農業所得を従とする兼業農家をいう。

主業農家（しゅぎょうのうか）

農業所得が主（農業所得が農外所得以上）で、1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家をいう。

準主業農家（じゅんしゅぎょうのうか）

農外所得が主（農家所得の 50% 未満が農業所得）で、1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家をいう。

副業的農家（ふくぎょうてきのうか）

1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。

単一経営農家（たんいつけいえいのうか）

農産物販売金額のうち主位部門の販売金額が 8 割以上の農家。

準単一経営農家（じゅんたんいつけいえいのうか）

農産物販売金額のうち主位部門の販売金額が 6 割以上 8 割未満の農家。

複合経営農家（ふくごうけいえいのうか）

農産物販売金額のうち主位部門の販売金額が 6 割未満の農家。

農業產出額（のうぎょうさんしゅつがく）

推計期間である当該年における都道府県の品目毎の生産数量に品目毎の農家庭先販売価格を乗じて求めたもので、次の方法により算出する。

個別農産物の產出額 = 個別農産物生産数量 × 個別農産物農家庭先販売価格

個別加工農産物の產出額 = (個別加工農産物の生産数量 × 個別加工農産物の農家庭先販売価格) - (個別加工農産物の原料数量 × 個別加工農産物の原料の農家庭先販売価格)